

## 市立公園実態調査 参考仕様書

### 1. 件名 公園実態調査

### 2. 期間

令和4年7月1日から令和7年3月31日

### 3. 業務の背景

東村山市は都心部近郊の住宅都市として、これまで順調に人口を増やしながら発展を続けてきたが、全国的な少子高齢化社会の到来を迎えて、我が国の人口が減少していくなかで、東村山市の人口も平成23年7月をピークに減少傾向に転じている。

東村山市における公園行政を考えた場合、約160を超える公園を維持管理しており、維持管理費の抑制、ボール遊びができる公園や幼児が安心して遊べる公園など多様な市民ニーズへの対応、市民との協働の推進、公園施設の廃止やリニューアル、緑地の有効活用等が求められている。例えば、ボール遊びが自由にできる市立公園、老朽化した遊具を撤去し、広場機能を重視する公園、幼児用遊具だけある公園、多種類の遊具が豊富で多様な年齢層が楽しめる公園等、メリハリのある地域特性を活かした公園づくりが求められている。

しかし、地域の実態を十分に考慮しなければ、メリハリのある地域特性を活かした公園づくりは成功しない。また、今後厳しくなる財政状況を踏まえ、限られた維持管理経費の中で、長期的な視点での経費抑制、市立公園の効率的・効果的な管理についても考慮しなければならない。このような状況や多様化する市民要望を踏まえ、市立公園の機能再配置、公園施設の有効活用や再編・再整備を検討するには、公園の利用実態や市民要望、施設状況等を的確に把握することが必須である。

そのため、市立公園を管理運営していく中で、市民と協力して公園実態調査を行い、公園に対する市民要望、利用状況、施設状況などを把握し、公園を取り巻く課題を整理していく必要がある。

### 4. 業務の目的

市立公園の実態調査において重要なことは市立公園を実際に管理運営しながら、公園と地域の潜在力の掘りおこしを行うことである。それぞれの公園には特性があり、それらは地域の特性と相互に関連し合っている。つまり、「公園の特性」と「地域の特性」の2つを把握することではじめて公園づくりの方向性が明確化するといえる。

- 公園の特性：立地や面積、設置目的、公園施設の種類、自然環境、利用者の属性、ボランティア活動など
- 地域の特性：公園を取り巻く土地利用の状況、学校や児童館などの施設の有無、アクセス、地域の関係者・利害関係者の種類など

単に地域住民の要望・意見を聞くだけでなく、指定管理者が市立公園の管理運営等について市民・地域団体と一緒に様々な地域連携事業や市民協働事業を推進する中で、公園と地域の意識を変え、公園の潜在力を引き出しながら、各公園のあり方を整理していくことで、市立公園の機能再配置、公園施設の有効活用や再編・再整備を建設的

にかつ具体的に検討することが可能となる。

そのため、公園及び公園施設等の利用状況、利用者や近隣住民の意見要望など公園の実態を調査し、公園施設の有効活用とその充実、公園施設のリニューアルや公園施設の再編・再整備に向けた調査資料を作成すること、市民との共通認識及び合意形成の基盤をつくることを業務の目的とします。

## 5. 業務内容

業務の背景と業務の目的を十分理解した上で、公園実態調査を行う。

(1) 公園実態調査、公園管理運営指針・公園施設再編計画などに係る先進事例の調査と課題の整理

(2) 実態調査の前段としての、指定管理者と公園をとりまく市民、行政との懇談会（年5回以内）の運営及び市民と行政とが認識共有や合意形成を図るためのコーディネーター支援

(3) 公園実態調査の実施

指定管理者としての市立公園の点検を含む日常の管理運営、市民協働事業、地域連携事業、自主事業を行い、その成果を十分に活用しながら公園実態調査を行うこと。

① 公園実態調査の内容

- ・ 調査対象は、市内の公園などを基本とするが、場合により近隣市でも東村山市民があきらかに頻繁に利用する公園などがあれば対象に含める。
- ・ 市内の都立公園について、市民が何を求めて来園しているのか、理由なども含め利用状況、その機能と役割、市立公園との関係・役割分担・連携についての分析評価を行う。
- ・ 調査項目は市立公園における公園施設の利用実態や市民要望、市立公園の近隣の意見・要望の他、調査目的に資する事項。

② 市民協働による公園実態調査の準備及び実施

（ワークショップなどの企画、実施も含む）

③ 住民ヒアリングの企画、実施

④ 調査結果の整理及び分析

⑤ 市立公園の効果的・効率的な管理運営に向けた公園経営の指針づくり

(4) 調査成果として、その調査結果報告書を市に提出すること。公園のタイプ別分類、公園施設の廃止・再配置の提案、公園経営の指針などを図表など用いてビジュアル化した内容とすること。

(5) 上記（1）～（4）についての実施スキーム及びスケジュールの作成

(6) 成果品の提出

① 東村山市公園実態調査報告書 35部

（70～100ページのカラー刷り、製本背表紙あり）

② 会議録及び報告書に係る電子データ一式の提出

- ・ 電子データは、WORD版、PDF版にて必要部数を提出すること。

## 6. 資料の収集等

本業務の遂行上必要な資料等については、受注者の責任と負担において収集するものとする。

## 7. 契約保証金

免除

## 8. 支払条件

業務履行後一括支払い

## 9. 受注者の責務

受注者は、業務を遂行するにあたり、委託契約約款及び本仕様書に基づき、市と連絡を密にし、忠実・誠実・性格かつ迅速な支援に勤めること。

## 10. 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務で知り得た情報及び本業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。なお、この守秘義務については、契約終了後も継続するものとする。
- (2) 受注者の責により秘密が漏洩し、市が損害を受けた場合、受注者はその損害に対し賠償の責を負うものとする。

## 11. その他

- (1) 契約金額、仕様の詳細については、最終的に選定された業者と協議するものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、受注者は監督員と協議の上、その指示に従うものとする。